

第2章

緑の基本計画改定の考え方



第2章 緑の基本計画改定の考え方

1 緑の基本計画に求められる視点

今後の取組の課題、緑に関する社会情勢及び市民意識において、川崎市緑の基本計画に求められる視点を整理します。

(1) 今後の取組の課題からの視点

- 世代や業種等を問わず、多くの主体が緑の活動に参加できる取組や、これまで活動を行ってきた主体に対する支援や適切な評価を行う必要があります。
- 市に存在する樹林地は減少傾向にあるため、これまでの保全施策を継承しながら、樹林地所有者に対する保全への理解促進を図り、大小さまざまな樹林地の保全及び適切な維持管理を行う必要があります。
- 多摩川における歴史・文化的資源や、レクリエーション機能等について、流域の関係者や民間企業等との連携により魅力を高め、多摩川が持つポテンシャルを最大限に発揮していく必要があります。
- 臨海部で進む拠点形成や土地利用の再編を契機として捉え、産業と環境の高度な調和を図るための質の高い緑化を進めていく必要があります。
- 大規模公園緑地については、機能強化や効果的な管理運営、魅力の向上に向けたパークマネジメントを実施し、地域に身近な公園については、地域に応じた適正な公園数の確保と利用の活性化を促進する必要があります。
- 市域に残る貴重な農地については、保全に努めるとともに、農業者の高齢化・後継者不足等に対応するための支援や市民への理解醸成を推進する必要があります。
- 市民生活に身近な緑と水の空間を確保するため、多様な手法による地域緑化や河川環境整備等の取組を推進する必要があります。
- 緑の大切さを知り、学び、共有できる機会の充実により、緑を通じた地域への愛着や誇り（プライド オブ プレイス）を高めていく必要があります。

(2) 緑に関する社会情勢からの視点

- 発生が予見される自然災害等に対応し、暮らしの安心・安全を守るため、都市における公園・オープンスペースが有すべき防災面の機能を充実させる必要があります。
- 少子高齢化やライフスタイルの多様化を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進に資する緑の協働や、緑を活用した地域コミュニティの強化を推進する必要があります。
- 生物多様性の損失が人間社会へもたらす影響や、顕在化する地球温暖化現象などが社会的に広く認知され、地球規模の環境問題として捉えられていることから、これらの問題の解消に寄与できる緑の確保を推進する必要があります。
- 公園等における施設の老朽化に適切に対応するため、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減に向けた取組を推進する必要があります。
- 首都圏における地理的優位性や、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する広域拠点及び臨海部については、土地利用転換の適切な誘導を図る中で、緑とオープンスペースの確保による良質な環境形成を推進する必要があります。

(3) 市民意識からの視点

- 近年では、民間企業や教育機関、NPOなどの多様な主体が緑の担い手として活動していますが、町内会・自治会などの地縁組織を主とする活動団体では、会員の高齢化や会員不足等の後継者不足の課題を抱えており、今後は、さまざまな世代・業種等の人材に対する緑への興味増進・理解促進が必要となります。

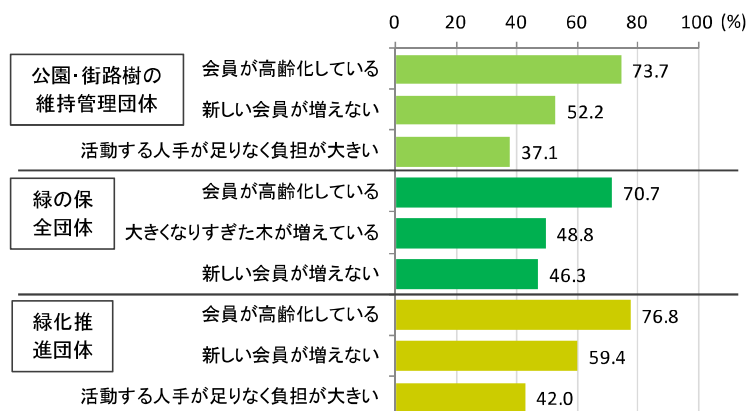


図2-1 活動を行っている中で最も課題であると思うもの（上位回答）
（出典：活動団体へのアンケート調査）

- 緑の市民満足度については、市の南部地域において低い傾向が現れています。公園や樹林地などの緑量の偏在がその一因として考えられるため、市街地における緑の創出や身近な緑の保全活動などを通じて、緑の市民満足度を市全体で上げていく必要があります。

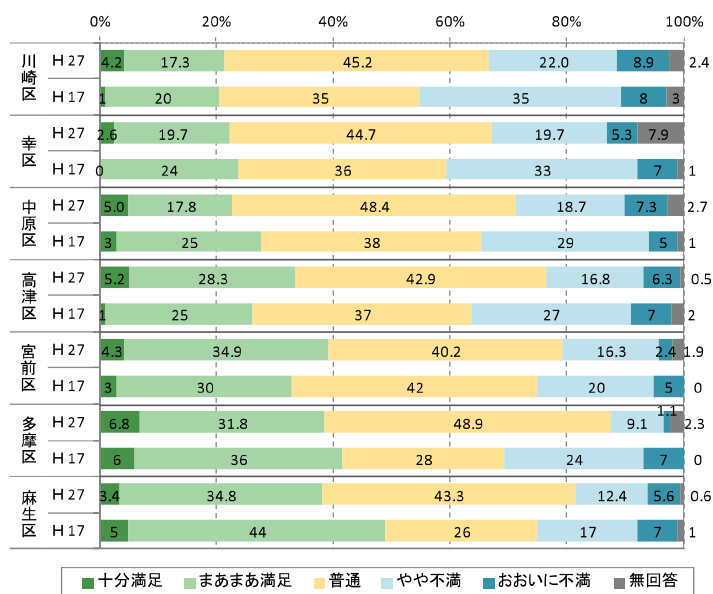


図2-2 市域全体の緑についての満足度（区別）
（出典：かわさき市民アンケート）

2 今後取り組むべき課題のまとめ

(1) 協働の取組の持続性の確保

本市においては、緑の基本計画に基づく施策を通じて協働の取組が全市に広がり、平成28（2016）年度までに881公園に拡大した公園緑地愛護会と管理運営協議会、254団体に拡大した緑の活動団体をはじめ、民間企業や教育機関、農業関係者等の多様なステークホルダーとの協働が進みました。これらの成果は、他に類例を見ない大きな成果であり、本市の貴重な財産です。

しかしながら、活動団体の高齢化や世代交代の停滞の問題が生じているところもあり、活動の持続性が危ぶまれています。

本市の貴重な財産である協働の取組を次の世代へと引き継ぎ、更に発展させていくため、活動への支援を継続することに加え、協働の持続性を確保することが喫緊の課題です。

(2) 緑の保全、創出及び育成の継続

本市では、樹林地・農地・水辺地の保全、公園の整備及び緑化の取組により、平成28（2016）年度現在で4,319haの緑について施策展開を図りました。このように形成された緑のストックは、河川や道路の緑、民有地の緑とともに、緑と水のネットワークを形成し、都市環境の改善、防災及び良好な景観の形成等に寄与しています。

また、本市における「緑地」の全体量は、平成18（2006）年度には推計で5,082ha存在しましたが、市域の大半が市街化区域であることなどにより、土地需要を反映した樹林地や農地の減少傾向が見られ、平成28（2016）年度では推計で4,971haと、約111haの減少となっています。

樹林地の保全面積については、平成18（2006）年度で約182haでしたが、その間に展開した保全施策により平成28（2016）年度には約241haと、約59ha増加しました。

農地の保全面積については、生産緑地地区の指定や市民農園の整備等、さまざまな取組を進める一方で、生産緑地地区の解除も発生するなど、平成18（2006）年度の約413haから、平成28（2016）年度の約368haと、約45ha減少しました。

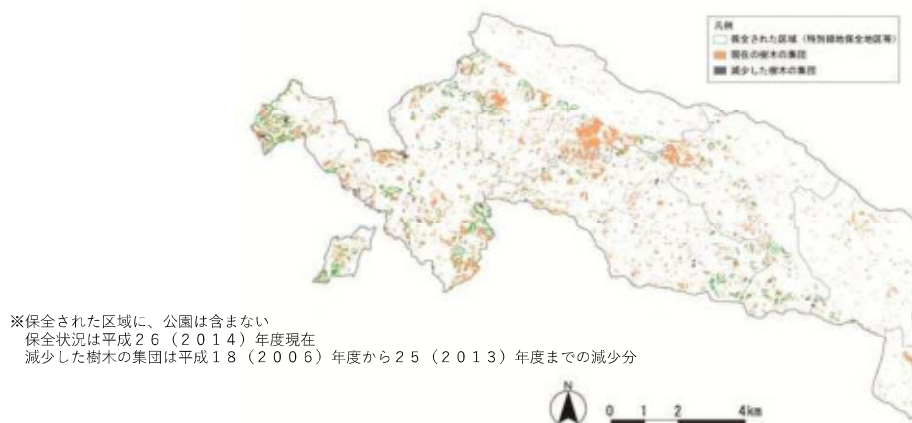


図 2-3 樹林地の保全施策の実施状況と減少した樹林地

樹林地と農地については、平成28（2016）年度で約609haを保全していますが、約437haについては、保全施策が未施策の状態となっています。都市において多機能性を有する自然環境を確保するためにも、今後も引き続き、樹林地や農地の保全に取り組む必要があります。

公園や港湾緑地については、平成18（2006）年度から平成28（2016）年度の間で整備を進め、総面積は約105ha拡大して約776haとなっており、現行計画期間における確保すべき公園面積に概ね達しています。また、管理運営における市民参加、民間企業との連携も進んできました。

一方で、長期未整備公園の完成に向けた取組や、身近な公園の未設置地区における整備、地域における公園の偏在の解消等の課題が残されており、公園の整備に引き続き努めていく必要があります。同時に、発生が予見される大規模災害に対する公園等の防災・減災機能の向上、施設の老朽化に対応した安全確保など、社会的課題に対応できる公園の多機能性の発揮や、公園の質の維持向上が必要となっています。

緑化の取組については、平成28（2016）年度までに、都市拠点として緑化推進重点地区を計8地区指定するとともに、地域緑化推進地区が22地区に拡大し、市民・民間企業・行政のパートナーシップにより緑化を推進してきました。

また、緑の条例に基づく「緑化協議」により、生活空間に身近な緑化を進めてきたほか、本市は、市街地の中に事業所の敷地の占める割合が大きいという特徴を有することから、事業所の緑化を積極的に進め、地域住民や通行人にうるおいを与えています。市民意識では生活空間に身近な緑を求める傾向が強まっており、街中の身近な緑の保全、創出及び育成に引き続き取り組む必要があります。

加えて、進行する地球温暖化に伴う影響の顕在化、生物多様性や地球温暖化等の環境問題に対する市民意識の高まり等を背景に、都市環境の改善における緑の重要性も増しています。みどり軸、みどり拠点、これらを結ぶ緑と水のネットワークの形成により、生物多様性の確保、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和等に寄与していくことが求められます。

以上を踏まえ、緑の保全、創出及び育成を継続し、環境に配慮した緑の取組を進めていく必要があります。

表 2-1 緑地の総量、施策面積等の推移（単位：ha）

	平成 18 (2006)年度	平成 28 (2016)年度	増減量
緑地の総量	5,082	4,971	▲111
整備・保全済みの緑地	3,967	4,319	352
樹林地の保全	182	241	59
農地の保全	413	368	▲45
公園等の整備	671	776	105
緑化地の創出	724	957	233
水辺地空間の活用	1,977	1,977	0
未施策の樹林地・農地	595	437	▲158
300㎡以上 1,000㎡未満 の樹林地（施策対象外）	520	215	▲305

・緑地の総量とは、川崎市緑の基本計画で対象とする、樹林地、農地及び水辺地等の自然的環境や、公園・緑化地等の創出された緑とオープンスペースの要素を含む。ただし、300㎡未満の樹林地は含まない。

・未施策の樹林地とは、緑地総合評価により保全すべきとされている 1,000㎡以上の樹木の集団のうち、保全施策を実施できていない樹林地を指す。

(3) 暮らしを支え高める緑の効用の発揮

近年は少子高齢化の進行に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、高齢者の健康増進への寄与など、地域コミュニティの拠点としての公園の新たな利活用手法が課題となっています。また、地域によっては公園における子どもの自由な遊びが制限されていることから、こうした制限により魅力が減退している公園の活性化も新たな課題となっています。したがって、さまざまな主体が連携し、更なるパークマネジメントを推進することによる効果的な管理運営など、公園の機能と魅力の向上に取り組む必要があります。

加えて、多くの人が市内外から集まる都市拠点においては、公園の魅力や環境機能への期待が増大しており、臨海部や小杉地区等における緑あふれるまちづくりの推進に向けて、民間企業のノウハウの活用が不可欠となっています。また、まちの魅力や活力を高めていくためには、レクリエーション機能や文化交流機能などの発揮が期待できる大きなポテンシャルを秘めた多摩川の資源について、更なる活用を進めていく必要があります。

以上を踏まえ、本市がこれまで培ってきた市民や民間企業との協働を更に発展させ、蓄積された緑のストックを多様な主体とともに活用する取組を強化していくことで、緑を介した顔の見える関係づくり、緑の魅力づくりを図ることが重要です。この視点に基づき、市民の暮らしを支え、高めていくべく、緑を地域コミュニティの場として活用することによる子育て世代や高齢者の支援、さらには都市拠点における緑を核としたエリアマネジメントの推進といった、緑が持つ多種多様な効用を更に高めていく必要があります。

3 改定に向けた考え方

これまでの取組による成果と、今後取り組むべき課題を踏まえ、多様な主体との協働に対しては、これまでの多種多様な活動を貴重な財産として残すこと、また協働の新たな芽を育むことが重要です。協働による緑の活動は、本市の緑を保全、創出、育成及び活用するための根幹を成すことから、計画の改定にあたっては、協働の視点を基本とし、更に発展させる「緑のパートナーづくり」の視点が必要です。

同時に、市民生活に密接に関わり、良好な都市環境を形成する緑についても、現存する緑は保全し、緑の乏しい場所には緑を創出することで、大小さまざまな緑のネットワークを形成していくことが重要です。このように、市民が身近に緑を感じられる暮らしの創造を目指し、計画の改定にあたっては、これまでに引き続き「緑の空間づくり」の視点が必要です。

その上で、多様な主体との協働による緑の効用の発揮に向け、地域・まちづくりのために緑を守り、育て、活用しようとする、市民、地域の活動団体、NPO、農業関係者、学校、企業、専門家及び行政等の複数の団体・組織の連携によるプラットフォームを「グリーンコミュニティ」と定義します。そして、「グリーンコミュニティづくり」を新たな視点として取り入れることにより、自然環境、文化・歴史、都市の魅力と活力、防災及び少子高齢化への対応の視点に沿って、まちづくりの核として緑が持つさまざまな効用を発揮させていく必要があります。

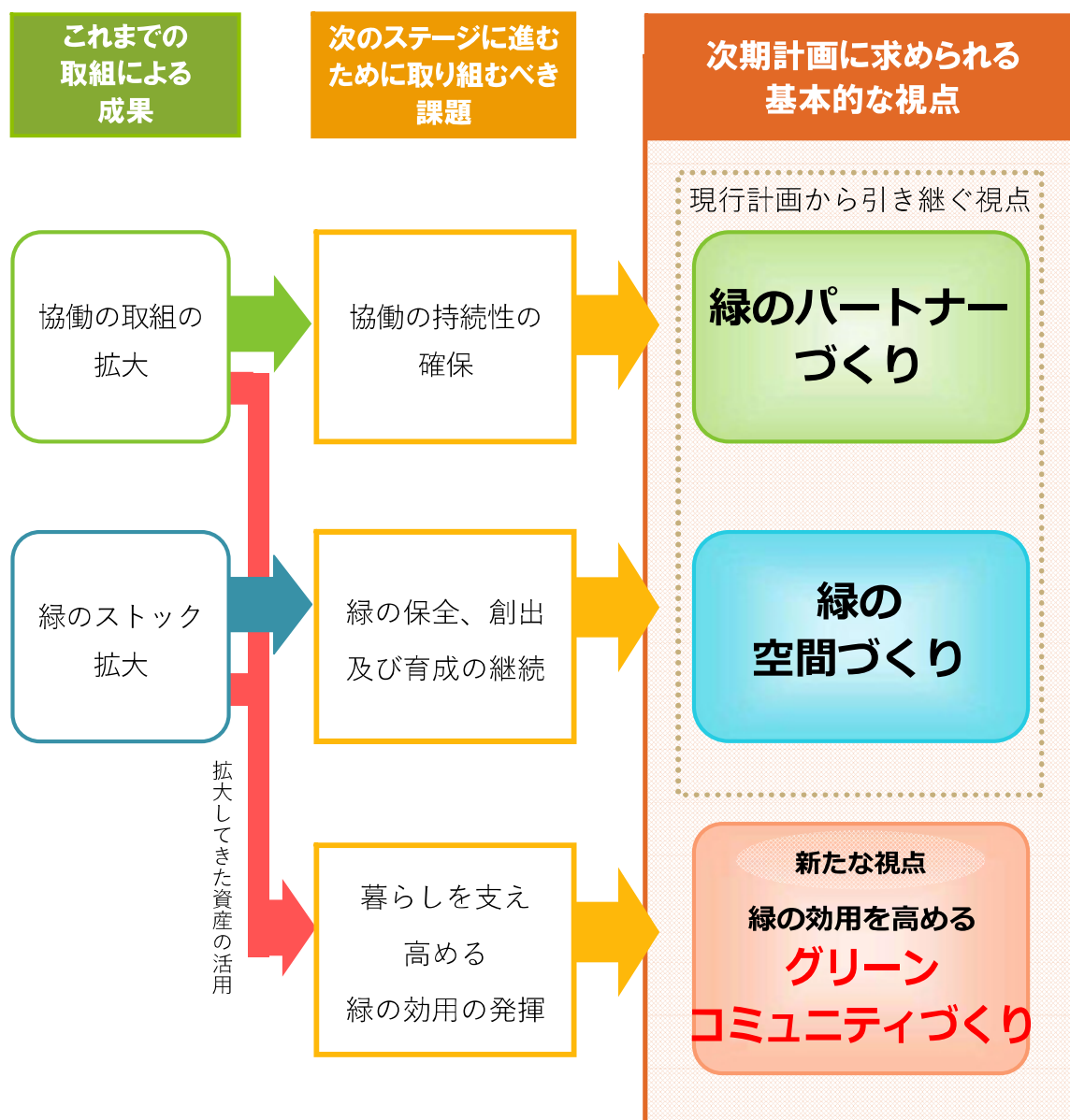


図 2-4 次期計画に求められる視点